

蒲郡市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取り組みの方針～

平成27年 7月

(令和5年4月改訂)

蒲郡市通学路安全対策連絡協議会

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したため、本市も平成24年8月に各小学校の通学路において、教育委員会、学校、警察、道路管理者等（以下、関係機関）による緊急合同点検を実施し、必要な対策について協議を行いました。

その後も引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、平成27年7月に「蒲都市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

令和4年度に通学路の交通安全の更なる確保に向けて、交通安全プログラム推進室が設置されたため、改めて本プログラムの見直しを行いました。

今後は改訂したプログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全対策連絡協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「蒲都市通学路安全対策連絡協議会」を設置しました。

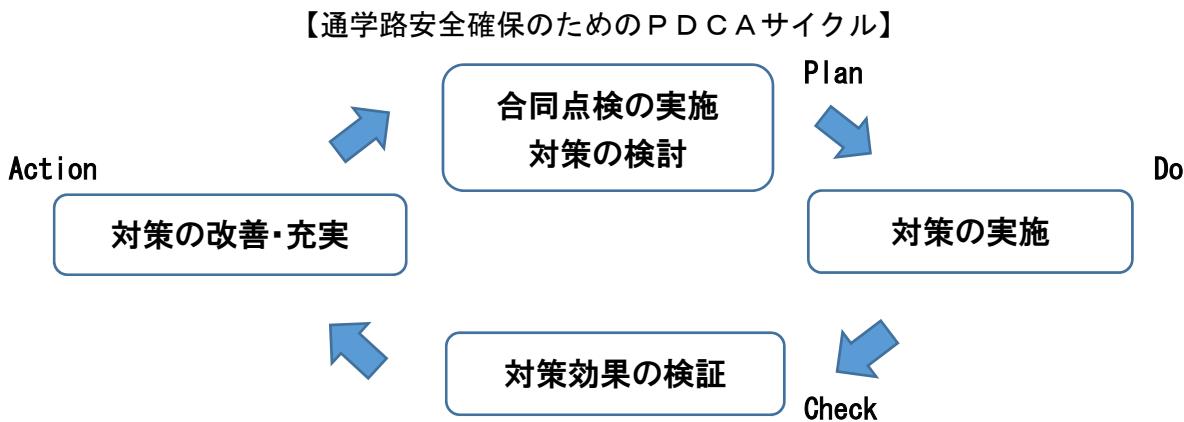
- ・蒲都市教育委員会学校教育課
- ・愛知県蒲郡警察署交通課
- ・愛知県東三河建設事務所維持管理課
- ・愛知県東三河建設事務所道路整備課
- ・蒲都市建設部土木港湾課
- ・蒲都市建設部道路建設課（交通安全プログラム推進室を除く）
- ・蒲都市建設部道路建設課交通安全プログラム推進室
- ・蒲都市市民生活部交通防犯課
- ・蒲都市校長会交通安全部会
- ・蒲都市立小中学校交通安全主任者会
- ・蒲都市交通指導員

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検の実施・対策の検討、対策を実施するとともに、対策実施後には対策効果の検証を行い、その後の危険箇所への対策に対して、改善・充実を図っていきます。

これらの取り組みをP D C Aサイクルとして実施し、通学路の安全性の向上に努めていきます。



(2) 通学路の安全対策実施のための事務の流れ

本プログラムは、通学路の安全確保を着実に行うため、通学路安全確保のためのP D C Aサイクルを、以下の流れで取り組みます。

① 危険箇所の抽出

小中学校が主体となり地域と連携し危険箇所の抽出を行い、学校単位で通学路における危険箇所を取りまとめ、交通安全主任者を通じ、学校教育課に危険箇所報告用紙を提出します。

② 合同点検の実施

小中学校から提出された危険箇所報告用紙に基づき、交通安全プログラム推進室により現場の調査を行います。その後、学校関係者とのヒアリングを含めた合同点検を実施し、危険箇所の状況や小中学校の要望内容を確認します。

その際、現場状況や要望内容に応じて、より効果的で実現可能な安全対策について提案します。

③ 危険箇所の担当部署への振り分け

合同点検実施後に危険箇所報告用紙の内容を整理し、交通安全プログラム推進室により一覧表の作成及び担当部署への振り分けを行います。

④ 対策の検討

現場状況や合同点検の結果に基づき、担当部署において地域性や交通状況など諸条件の整理を行い、事故リスクの解消に向けた歩道設置、防護柵設置等のハード対策や交通規制、交通安全教育、通学路変更などのソフト対策等、多面的な視点から効果的かつ効率的な対策内容を検討し、決定します。

合同点検による内容の精査や現場状況を考慮した結果、小中学校が要望する対策を実現することが難しい場合は、現場状況に応じた代替案を検討します。

⑤ 第1回通学路安全対策連絡協議会の開催

小中学校が主体となり抽出した各危険箇所について、担当部署から対策内容や代替案等の報告を行います。

また、必要に応じて安全対策に関する勉強会を実施します。

⑥ 対策の実施

対策の実施にあたり、早期に対応可能な箇所については、速やかに対策を実施します。

また、予算措置や用地取得などにより当該年度の対応が困難な場合は、担当部署により次年度以降の実施に向けて、計画的に予算措置や関係機関との調整を行います。

⑦ 一斉合同点検の実施

合同点検において重点課題であると判断された箇所については、「蒲郡市通学路安全対策連絡協議会」による一斉合同点検を実施します。

⑧ 対策に必要な予算措置

安全対策を実施するにあたり、費用的に当該年度内での実施が困難な場合や、継続的に予算を確保する必要がある場合については、担当部署により補助金等の活用も考慮しながら予算措置を行います。

⑨ 対策効果の検証

学校教育課は対策実施箇所において、実際に期待した効果が発現されているかを確認するため、学校、児童生徒などへのアンケート調査等を実施します。

交通安全プログラム推進室は、学校教育課が実施したアンケート結果を基に、現場状況の確認や学校関係者とのヒアリングを実施し、対策効果の検証を行います。

⑩ 対策の改善・充実

対策効果の検証結果を踏まえ、効果的な対策事例を協議会で情報共有し、今後実施する危険箇所の対策に反映するなど、対策内容の改善・充実を図ります。

⑪ 第2回通学路安全対策連絡協議会の開催

学校教育課より対策実施箇所の現状と、対策効果の検証結果について報告します。

また、必要に応じて安全対策に関する勉強会を実施します。

⑫ 対策一覧表、対策箇所図の作成・公表

対策実施箇所について、関係機関で認識を共有するため、交通安全プログラム推進室が対策一覧表及び対策箇所図を作成し、学校教育課のホームページ等で公表します。

以上の取り組み内容を図式化し、実施時期や担当部署を別紙にまとめました。

また、安全対策の内容と担当部署は表－1のとおりです。

安全対策の内容と担当部署（表－1）

対策内容	担当部署
【市道の改良を伴う対策】 <ul style="list-style-type: none">・歩道設置・拡幅、側溝蓋の設置・防護柵の設置等	<ul style="list-style-type: none">・蒲郡市土木港湾課・蒲郡市道路建設課・蒲郡市交通安全プログラム推進室
【市道の改良を伴わない対策】 <ul style="list-style-type: none">・通学路標示板設置、注意看板設置・区画線の設置・路面標示の設置等	<ul style="list-style-type: none">・蒲郡市交通防犯課・蒲郡市土木港湾課・蒲郡市交通安全プログラム推進室
【交通規制を伴う対策】 <ul style="list-style-type: none">・信号機の設置、横断歩道の設置・移設・規制を伴う路面標示の設置等	<ul style="list-style-type: none">・蒲郡警察署交通課
【国道、県道の対策】 <ul style="list-style-type: none">・歩道設置・拡幅・防護柵の設置、路面標示の設置等	<ul style="list-style-type: none">・東三河建設事務所維持管理課・東三河建設事務所道路整備課

通学路の安全対策実施のための事務の流れ

